

通知預金

2020年6月19日現在

商品名 (愛称)	通知預金
販売対象	・法人、個人、その他
期 間	・期間の定めはありません。 ただし預入日から7日間の据置期間が必要です。
預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・5,000円以上 ・1円単位
払戻方法	・預入日から7日間の据置期間経過後に払戻しできます。 ただし、解約する日の2日前までに通知が必要です。
利 息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・変動金利 ・毎日の店頭表示金利の利率を適用します。 ・解約時(払戻時)に一括して支払います。 ・付利単位を1,000円とした1年を365日とする日割計算。
税 金	・個人の利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。 (ただし、マル優を利用の場合は除きます。) ※2013年1月1日～2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 ・法人は総合課税となります。
手数料	・
付加できる 特約事項	・個人の方はマル優の取扱いができます。
中途解約時の 取扱い	・据置期間内に解約する場合は、解約日における普通預金利率により計算した利息とともに支払います。
金利情報の入手 方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務支援部(9時～17時、電話：0120-206-902)にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)の仲裁センター等並びに札幌弁護士会(電話：011-251-7730)の紛争解決センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記業務支援部、全国しんきん相談所(9時～17時、電話：03-3517-5825)または北海道地区しんきん相談所(9時～17時、電話：011-221-3273)にお申し出ください。尚、各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です。
その他参考と なる事項	・預金保険制度の付保対象預金です。但し、預金保険の対象額は、当金庫全店における(決済性預金を除く)預積金合計1,000万円までとその利息となります。